

○共同企業体取扱要領の運用について

昭和42年7月28日 港管第2073号の4

最終改正 令和6年5月27日 国港総第146号、国港技第18号

港湾局管理課長から各港湾建設局次長あて

共同企業体取扱要領については、本日別に通知したが、その運用に当っては、下記事項に留意されたい。

記

- 1 入札書の形式は、次のとおりとする。

○○共同企業体

代表者 ○○建設株式会社 代表取締役 何 某

 ○○建設株式会社 代表取締役 何 某

 ○○建設株式会社 代表取締役 何 某

- 2 契約書における相手方の表示

1 と同じ。

- 3 支出負担行為担当官等は、共同企業体と締結する契約書には、共同企業体協定書を添付させなければならない。

- 4 共同企業体協定書（甲・乙）は、別添1及び別添2を参考とすること。

なお、この協定書の様式は、標準的なものであるから、結合の実情に応じて、支出負担行為担当官等において必要と認める事項を加え、不必要と認める事項を削除しても差し支えない。

また、協定書の様式は、原則として別添1によることとするが、工事の内容、共同企業体構成員の実情如何によっては、別添2によることもできるものとする。

- 5 共同企業体は、次の要件をみたすものであることが望ましい。

（1）共同企業体の構成は、構成員相互の利害関係の複雑化、協調の困難性を避け、運営上の責任の明確化を図るものであること。

（2）建設業者が共同企業体を結成することにより、構成員の全部又は一部の者の格付が昇格するものであること。

（3）各構成員が資本、技術、材料等を拠出することにより、工事の施工にあたって総合力が発揮でき、施工能力が増大するものであること。

- 6 共同企業体協定書は、入札参加資格審査申請の時に提出させることとなるが、入札参加資格審査申請の時点では、工事の種類、規模等が不明であるため、出資割合等については定められないので、共同企業体協定書の様式では第8条において出資割合等については別に定めることとした。よって、資格審査申請の時点では、共同企業体協定書（写）を提出さ

せ契約の時に同協定書とともに共同企業体協定書第8条に基づく協定書を提出させることとする。

7 共同企業体取扱要領第7条に規定する契約書中に特記すべき事項は、次の例により記載すること。

(1) 1号に関する例示

「〇〇建設株式会社外〇〇社は、別紙共同企業体協定書により頭書の工事を共同連帯して請負う。」

(2) 2号に関する例示

「発注者は、工事の監督、請負代金の支払い、通知等の契約に基づく行為については、すべて代表者〇〇建設株式会社を相手方として行ない、代表者に対して行なったこれらの行為は、他の構成員に対しても行なったものとみなす。」

〇〇建設共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する責務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第一項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行なわない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認によ

り残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役

〇〇〇〇

⑩

〇〇建設株式会社

代表取締役

〇〇〇〇

⑩

〇〇建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- | | | | |
|---|-------|----------|-----|
| 1 | 工事の名称 | 〇〇〇〇〇〇工事 | |
| 2 | 出資の割合 | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |
| | | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

年 月 日

〇〇建設共同企業体

代表者	〇〇建設株式会社	
	代表取締役〇〇〇〇	⑥
	〇〇建設株式会社	
	代表取締役〇〇〇〇	⑥

〇〇建設共同企業体協定書 (乙)

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、〇〇建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は 1 年とする。ただし、
1 年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間
は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行う
ことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前
払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有
するものとする。

(分担工事額)

第 8 条 各構成員の工事の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担工事の価格については、運営委員会で定める。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるもの
とする。

(構成員の責任)

第 10 条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、
請負契約の履行に関して連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名

義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免がれるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産または解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役

〇〇〇〇

印

〇〇建設株式会社

代表取締役

〇〇〇〇

印

〇〇建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事を次のとおり定める。

ただし、分担工事の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があったものとする。

記

1 工事名称 〇〇〇〇〇〇工事

2 分担工事額（消費税分を含む。）

（1）〇〇建築工事 〇〇建設株式会社 〇〇円

（2）〇〇土木工事 〇〇建設株式会社 〇〇円

〇〇建設株式会社外〇社は、工事の分担について、上記のとおり定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものとする。

（注）発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

年 月 日

〇〇建設共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 ⑩

〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 ⑩